

いっぷく安土庵（地域密着型サービス）

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

<令和8年1月1日 現在>

1. 法人の概要

法人名	社会福祉法人 美絆
所在地	滋賀県近江八幡市鷹飼町 1485 番地 6
代表者氏名	理事長 松尾 隆志
電話番号	0748-31-0808

2. 事業所の概要

名称	いっぷく 安土庵
所在地	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦 4111 番地 2
管理者	池田 一磨
事業所番号	2590400293

電話（0748—46—7130）

FAX（0748—46—7131）

3. 認知症対応型共同生活介護の内容・提供場所等（第3条関係）

内容	小規模な家庭的な環境の中で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話を提供します。 認知症性高齢者の一人ひとりのペースに合わせて職員と共同で買物、食事、散歩等の生活を送ることや地域住民や家庭との関係を継続的に支援することで、認知症の進行を緩やかにし、行動障害を減少させるとともに精神的に安定した生活を送っていただく共同生活住居です。
利用日	毎日
提供場所	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦 4111 番地 2 いっぷく 安土庵
利用設備	居室（9名2単位・定員18名、洋室18室）、浴室、台所、食堂、居間、洗濯室、等

4. 職員の勤務体制（第4条関係）

従業者の職種	勤務体制	員数
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤兼務	1名
介護職員	日勤（8：30～17：30）	4名
	早出（7：00～16：00）	2名
	遅出（12：00～21：00）	2名
	宿直（20：00～8：30）	1名
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤兼務	1名
計画作成担当者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤兼務	2名

5. 入退居

- (1) 要介護者であって認知症の状態にある高齢者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない方を対象とさせていただきます。
- (2) 入居申込者の入居に際し、主治医の診断書等により認知症の状態にある高齢者であることを確認させていただきます。(認知症日常生活自立度 I 以上)
- (3) 入居者の入退居については、医師の判断等により入院治療を必要とする場合(1ヶ月以上の長期入院等の場合)及び入居者に対し必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の介護保険施設、医療機関を紹介する等の必要な措置を講じます。
- (4) 入居者が家族等による入居契約締結の代理や援助が期待できない場合については、関係市町村と連携し成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用に努めます。
- (5) 入居者の退居に際しては、適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

6. 提供するサービスの概要

種類	概要
食事の介助	<ul style="list-style-type: none">・栄養面に注意して、利用者の身体状況に配慮した、食事の提供をいたします。・食事の調理、盛りつけ、配膳、下膳、食器の洗浄等の作業は、可能な場合は利用者と職員が共同で行います。・食事時間の制限は行いません。
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none">・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。・おむつを使用されている利用者については適宜の交換を行い、必要に応じて、適宜トイレへの誘導を行います。
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none">・週2回以上の入浴または清拭を行います。・利用者本人の希望時間に入浴する事ができます。
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none">・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。・シーツ交換は必要に応じ適宜交換します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">・嘱託医師により、診察日を設けて健康管理に努めます。・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
看取り	<ul style="list-style-type: none">・終末期が迫った際、ご本人やご家族等が希望される場合、当施設での看取りを行います。
相談および援助	<ul style="list-style-type: none">・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

7. 利用料（第6条関係）

（1）認知症対応型共同生活介護費等（介護保険適用サービス）

- ・介護保険適用されるご利用者については、原則として提供した認知症対応型共同生活介護費の1割・2割または3割をいただきます。
- ・但し、ご利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、ご利用者より「厚生労働大臣の定める基準額」の10割をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書をもって、保険（市町村）より差額の払い戻しを受けることができます。

※厚生省通知等により変更となる場合があります。

【基本料金】

（介護保険利用による1日あたりの自己負担額）

介護区分	1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	772円	1,544円	2,316円
要介護1	776円	1,552円	2,328円
要介護2	813円	1,626円	2,439円
要介護3	836円	1,672円	2,508円
要介護4	853円	1,706円	2,559円
要介護5	871円	1,742円	2,613円

【加算料金】

	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算（入所日から30日間）	31円/日	62円/日	93円/日
看取り介護加算 （死亡日以前31～45日） （死亡日以前4～30日） （死亡日前日及び前々日） （死亡日）	73円/日	146円/日	219円/日
	146円/日	292円/日	438円/日
	690円/日	1,380円/日	2,070円/日
	1,298円/日	2,596円/日	3,894円/日
若年性認知症利用者受入加算	122円/日	244円/日	366円/日
医療連携加算（Ⅰ）ハ	38円/日	76円/日	114円/日
退居時情報提供加算	254円/回	508円/回	762円/回
入退院支援の取り組み 1) 医療機関に1カ月以上入院された後、再入居される場合、初期加算を算定 2) 入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者に対し、1か月最大6日を限度に算定	1) 31円/日	1) 62円/日	1) 93円/日
	2) 250円/日	2) 500円/日	2) 750円/日
退居時相談援助加算	406円/回	812円/回	1,218円/回
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	203円/月	406円/月	609円/月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	122円/月	244円/月	366円/月
サービス提供体制強化加算Ⅱ	19単位/日	38単位/日	57単位/日
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の17.8%を加算		
業務継続計画未実施減算	所定単位数の3.0%を減算		

高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1.0%を減算

※近江八幡市＝7級地、1単位＝10,14円で算定。単位数に10,14円を乗じた金額が利用料金になります。

※利用者の状態及び事業所の体制に応じて加算は異なります。

入居者の入退院支援の取り組み

- 1) 医療機関に1ヶ月以上入院された後、再入居される場合、初期加算の算定をします。
再入所日から30日間 30単位/日
- 2) 入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者に対し、1ヶ月に6日を限度に一定単位の基本報酬の算定を行います。 246単位/日 1ヶ月最大1476単位/6日

科学的介護推進体制加算

介護サービスの質の向上を図る観点から、日常生活の動作、栄養状態、口腔内の状態、認知症の状態を厚生労働省に報告、分析結果をフィードバックして頂き、ケアプランへの反映を行いより良いサービスに繋がります。

40単位 / 月

身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等の適正化を図る為の指針の整備や、身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の定期的な開催などを行わず、義務違反の場合、基本報酬が減額されます。

基本報酬10%/日減算

(2) その他の費用（介護保険適用外の全額自費分）

※下記の金額が不相応となった場合は、書面による通知後、改定する場合があります。

基本日常生活費	食材料費	朝食	600円
		昼食	800円
		夕食	700円
	居住費	1,700円（1日につき）	
	光熱水費	700円（1日につき）	
	日用品費	300円（1日につき）	

施設維持管理費	5,000円(1ヶ月)
電気器具持ち込み料	1機種50円(1日につき)
理美容代・医療費・おむつ代	実費相当分

*ホームから提供する食事などをホーム不在時等に欠食される場合は、「外出外泊届け」により欠食日の前日の午後5時までにお申し出ください。お申し出が無い場合やお申し出期限に遅れますと欠食されても所定の食費料金をいただきます。

*ホーム不在時等における費用について

ホーム不在時等(入院・外泊等)には基本日常生活費については居室を確保していることから下記の費用をお支払いいただきます。

	不在時当日	不在中	帰宅日
居住費	1,700円	1,700円	1,700円
光熱水費	700円	負担金なし	700円

8. 料金の支払期限と支払方法

料金の支払時期	ご利用月の翌月27日まで(月額料金)
支払方法	<p>1. 指定口座への振込 振込先 滋賀中央信用金庫 本店営業部 口座番号 普通 274398 口座名義人 フク)ミハン</p> <p>2. 自動引き落とし(毎月27日)</p>

※利用料金については、ご利用月の翌月15日頃に請求書を郵送又はお渡し致します。

なお、お申し出により指定口座より「自動引き落とし」させていただきますので、事務所までお申し出下さい。

9. 緊急時の対応方法

認知症対応型共同生活介護の提供中にご利用者の病状に急変が生じた場合は、主治医、救急隊、ご家族等への連絡をいたします。

主治医	医療機関名	まつおファミリークリニック
	医師名	松尾 隆志
	連絡先	(0748) 32-3255
ご家族	氏名	
	緊急連絡先	

10. 非常、災害対策

非常災害対策として、消防計画を策定し、年2回避難訓練（うち1回は夜間想定）を開催します。

11. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協力医療機関	まつおファミリークリニック 電話 (0748) 32-3255 ヴォーリズ記念病院 電話 (0748) 32-5211 マナベ歯科医院 電話 (0748) 46-6480
--------	---

12. 相談・苦情窓口

ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

相談窓口	いっぷく 安土庵 電話 (0748) 46-7130 FAX (0748) 46-7131 担当者 池田 一磨
------	--

当事業所の他に、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

近江八幡市 福祉保険部 介護保険課	滋賀県近江八幡市土田町 1313 電話 (0748) 33-3511
滋賀県国民健康保険 団体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話 (077) 510-6605 (介護保険苦情相談専用)

令和 年 月 日

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業者

事業者(法人)名

社会福祉法人 美絆

事業者住所

滋賀県近江八幡市鷹飼町1485番地6

代表者名

理事長 松尾 隆志 印

事業所名

いっぷく 安土庵

事業所住所

滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4111番地2

指定番号

2590400293

説明者 職 名

氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

本 人 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

氏 名

_____ (続柄)